

報告第4号

専決処分事項の報告について（愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）

地方自治法第180条第1項の規定により、愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月26日提出

愛西市長 日 永 貴 章

* 市長の専決処分事項の指定について

- 3 法令の改正又は廃止に伴い、その法令の題名、条項又は用語を引用する条例の規定を整理する必要が生じ、かつ、市がその条例を改正するに当たり、独自の判断をする余地がない場合において、その条例を改正すること。

愛西市水道事業の設置に関する条例及び愛西市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

- (1) 愛西市水道事業の設置に関する条例（平成17年愛西市条例第138号）第5条
- (2) 愛西市下水道事業の設置等に関する条例（平成30年愛西市条例第31号）第7条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。